

令和2年8月3日

資料1

第38回  
保険者による健診・保健指導等に関する検討会

# 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 保険者インセンティブの取扱いについて

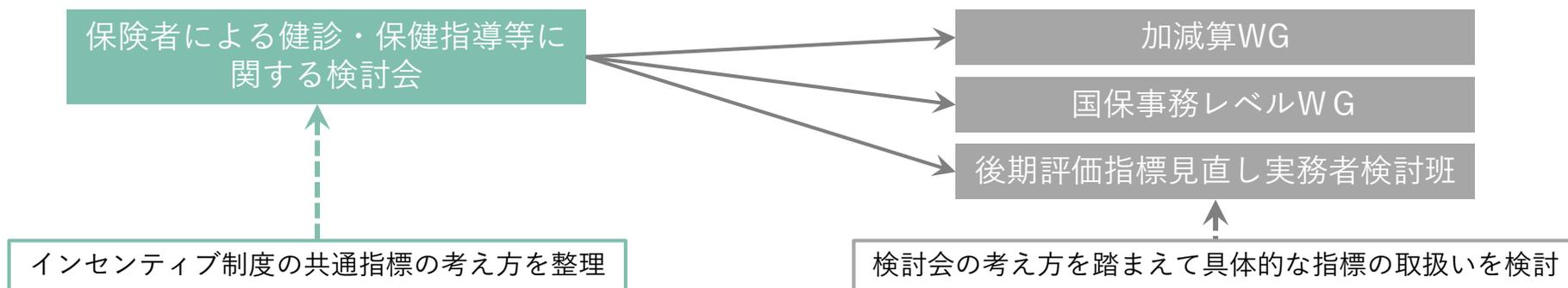
# 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた保険者インセンティブの取扱いについて

- 令和元年度及び令和2年度の特定健康診査等の実施率等に基づく保険者インセンティブの取扱いについては、事務連絡等でお伝えしているとおり、新型コロナウイルス感染症による実施率等への影響を把握しつつ、関係者と協議の上、検討を進める必要がある。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染事例の発生に伴う特定健康診査・特定保健指導等における対応について（再注意喚起）  
（3月31日付け事務連絡抄）

令和元年度及び令和2年度の特定健康診査等の実施率等に基づく保険者努力支援制度、後期高齢者支援金の加算・減算制度及び後期高齢者医療制度の保険者インセンティブの取扱いについては、新型コロナウイルス感染症による特定健康診査等の実施率等への影響等を踏まえて、関係者と調整しつつ検討することを予定しています。

- 保険者努力支援制度、後期高齢者支援金の加算・減算制度及び後期高齢者支援制度の保険者インセンティブ制度においては、特定健康診査の実施率等を共通の指標としていることから、本検討会（保険者による健診・保健指導等に関する検討会）において、取扱いの方向性を議論する。
- その上で、各制度における具体的な指標の取扱いについては当該方向性を踏まえ、各制度の検討の場において検討していただくこととしてはどうか。



## 今回の検討会で決定すること（案）

- ① 2019年度の特定健康診査・特定保健指導実施率の取扱いについて
- ② 2020年度の各指標の取扱いの方向性について

# 2019年度の特定健康診査・特定保健指導実施率の取扱いについて

- 2019年度については、新型コロナウイルス感染症が拡大し始めた3月において、特定健康診査・特定保健指導の実施がどの程度影響を受けたか吟味する必要がある。  
※ 特定健康診査・特定保健指導の実施率以外の指標（保健事業の実施等）については、既に各インセンティブ制度において個別に対応しており、本検討会では扱わない。

## 参照するデータについて

- 2020年3月の特定健康診査・特定保健指導実施数が例年と比べてどの程度であったのかを参照できれば良いが、2019年度の特定健康診査・特定保健指導に係る実績は2020年11月1日までに法定報告が行われるため、現時点でデータを取得することはできない。
- そのため、過去の3月の実績をNDBから抽出した上で、当該データを参考に以下のとおりの取扱いとしてはどうか。

## 特定健康診査実施率について（案）

- 2020年3月には特定健康診査が全く実施できなかったと仮定し、過去実績から保険者の実施率に補正を掛ける。  
【具体的な方法】
  - ・ 2018,2017,2016年度の3月の特定健診実施数をNDBからそれぞれ抽出し、それらの実施数が通年の実施数に占める割合が1/20であった場合、保険者の実施率（受診者数）に20/19を掛けて補正を行った値で評価を行う。
- 原則上記の方法を採ることとするが、必要があれば、各保険者インセンティブ制度において、保険者種別の特性を踏まえた補正等の運用上の配慮の方法を検討することとする。

## 特定保健指導実施率について（案）

- 特定保健指導については、2020年3月に特定保健指導が実施できなかった場合であっても、2020年11月1日の法定報告までに実施すれば2019年度実施率において算入されることになる。
- また、「実施日」が明確な特定健康診査と比べて、特定保健指導は3ヶ月の期間の中で行うものであるため、補正の方法を一意に決めてしまうと各保険者種別の特性を踏まえた補正が困難。
- 従って、特定保健指導実施率については保険者インセンティブ制度共通の対応を定めることはせず、必要があれば、各保険者インセンティブ制度において、保険者種別の特性を踏まえた補正等の運用上の配慮の方法を検討することとする。

※ 特定健康診査・特定保健指導実施率について補正を行う場合、後期高齢者支援金の加減算制度においては省令・告示等の改正が必要。

# 2020年度の各指標の取扱いの方向性について

● 2020年度については、

- ① 特定健康診査・特定保健指導の実施率への影響
  - ② 特定健康診査等以外の保健事業（加入者向けセミナーなど）の実施への影響
- についてそれぞれ検討する必要がある。

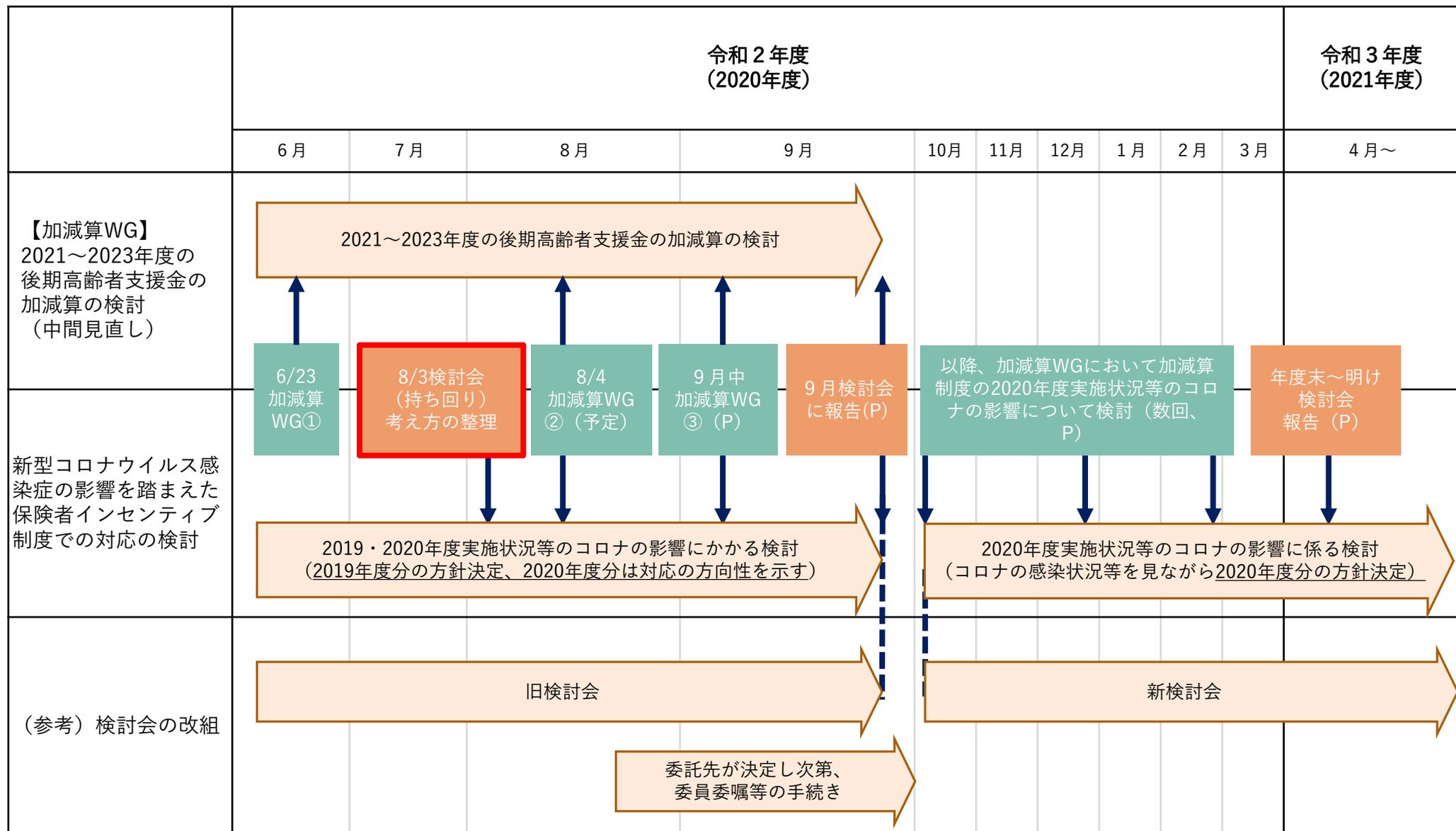
## 検討のスケジュールについて

- ①については、2021年～2023年度の後期高齢者支援金の加減算制度の中間見直しとセットで議論していく必要があるため、**秋口をメドに一定の方向性を決定**し、その後の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて具体化を進める。
- ②について、
  - ・ 加減算制度においては、取組の報告を求める通知を2021年度冒頭に発出する予定、
  - ・ 保険者努力支援制度においては、2020年度の取組に係る通知・事務連絡を2020年度中に発出予定であるため、**2020年度中に検討を終える必要**がある。

## 取扱いの方向性について

- ①について、
  - ・ 特定健康診査実施率については、2019年度と同様に補正を掛ける方法を原則としつつ、2020年度の何月分にとどのような処理を適用するかについては、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえて引き続き検討
  - ・ 特定保健指導実施率については、2020年度の状況を踏まえ、補正の必要性を含めて検討していくこととしてはどうか。
- ②については、2019年度と同様に通知等で対応することとし、その内容の詳細については各保険者インセンティブ制度の検討の場に委ねることとしてはどうか。

# 検討スケジュール（例:加減算WGとの関係）（案）



※ 「国保事務レベルWG」及び「後期評価指標見直し実務者検討班」についても今回の本検討会後に開催し、同様の流れで各制度における具体的な指標の取扱いについて議論。